

(3) 障害者雇用への支援策について

平成30年4月より障害者雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられ、令和2年度末までに2.3%に引き上げることが決まりました。また対象企業は平成30年度には従業員50人以上から45・5人以上に、令和2年度末までには43・5人以上に引き上げられます。

平成30年8月、中央省庁の障害者雇用の水増しについて報道され、その後の採用により昨年6月時点では2.4%になったと発表がありました。

依然国・地域公共団体の法定雇用率2.5%には達しておらず、障害者雇用率の向上が難しいことを示しております。当業界は、身体障害者だけでなく知的障害者等を雇用し、障害のある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。今後も障害者雇用を促進させるために、以下のとおり要望します。

行をお願いしたい。

イ現在、各省庁の入札参加資格である、省庁統一資格における等級算出のため、本金額が算定項目となっており、障害者雇用率は算定項目にありません。厚生労働省の一部部局では、競争入札の参加資格として障害者雇用率の導入に取り組みられておりますが、国全体で省庁統一の審査資格の項目に障害者雇用率の新設等をお願いしたい。

ウ障害者が働きやすい環境づくりの一環として、ビルオーナーに対しては、障害者を活用してビル清掃を行う業者に委託した場合、国が特別に認証あるいは表彰するなど、ビルメンテナンス会社における障害者雇用を後押しする制度の創設について、引き続き検討をお願いしたい。

3 新型コロナウイルス感染症対策に関する事項

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、契約変更による経営環境の悪化や、希望退職者の増加による事業環境の脆弱化等、深刻な影響が生じております。国民の生活の維持に必要不可欠な施設を、衛生面と安全面の両面から支えるビルメンテナン業務への支援策拡充を要望します。

(1) 感染症対策費の発注者負担について

令和2年3月3日、中小企業庁から各府省及び各都道府県知事宛て「新型コロナウイルス対策事業者に対する官公需における配慮について」にて、原材料・輸送費等の適切な予定価格の見直しを行うよう、また同年4月20日には、国交省から都道府県・政令指定都市宛て通知にて、工事に関し感染症対策費を発注者が負担するよう通知が発出されているが、委託事業においても通知の趣旨を徹底して頂きたい。

また、発注者が新型コロナウイルス感染症対策として着用を指示するマスク、施設利用者用のアルコール消毒液の設置の費用については発注者側の負担にて準備していただきたい。

(2) 官公庁施設の契約変更について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、官公庁の管理する施設(外郭団体が管理する場合を含む)の利用縮小や閉鎖が起きている。それに伴う管理費の削減が言い渡された例があります。業務縮小や閉鎖を理由とした従業員の解雇や待遇変更は困難であり、また「雇用調整助成金」には上限があるため、事業

者が補償負担をすることになります。労働基準法に基づく支払賃金では生活が困難であることから従業員が退職することも考えられ、施設の利用が再開された場合の人員不足の事態に陥ります。結局離職をくい止めるには、従業員の従来水準の賃金を保証しなければならなりません。

感染拡大を理由に官公庁の管理する施設(外郭団体が管理する場合を含む)の利用縮小や閉鎖を行う場合には、事業者の営業補償及び従事者の雇用を守るため、契約額の減額、解約等の不利益な取り扱いを行わないようお願いしたい。

なお、EU(欧州連合)はロックダウンした場合でも、ビルメンテナンスは「保健衛生の保護に必須サービス」の提供業種」と位置付けられ、インフラ産業として、出勤の認定、縮小・閉鎖に関しては減額されない業種とされており。

(3) 感染リスクが高い現場への支援について

新型コロナウイルス感染症罹患の疑いのある患者が訪れる医療施設、感染症軽症者の宿泊療養施設等の感染リスクが高い環境に従事者を派遣する場合、これまで以上に高

いレベルの衛生環境の確保を責務として事業を行わなければなりません。しかし現状では、これらの施設管理の受発注においては、他の施設と同様、地域別最低賃金等をベースにした人件費や材料費等によって積算がなされており、リスクや責任に相応した額になっていません。今般の新型コロナウイルス感染症の発生した場合、受託を控える事業者の出現が懸念されるなど、国民の衛生・安全を脅かす事態も想定されます。

東日本大震災時の除染作業と同様、作業の危険度に対する特殊勤務手当の設定は必須であり、施設管理に携わる従業員のリスク管理を考慮した契約金額の割増し等(特殊勤務手当)が必要です。新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の交付は認められましたが、事業者に対する助成等はありません。感染症の拡大防止等において重要な役割を果たす施設においては、その管理を受託する事業者に対する特別な補償、補助、助成等を設定いただくようお願いしたい。

慰労金の交付対象につきましても、院内清掃は交付対象として明記されておりですが、立哨等を行う警備員も患者との接

(4) 警備員教育について

令和元年8月に警備業法施行規則が一部改正され、法定教育の時間数や頻度が緩和されましたが、コロナ禍における警備員の社内教育は、講習の実施を躊躇して従来の教育計画を満たせない業者も多数発生することが予想されています。また、外部講習機関である東京ビルメンテナン協会等の関係団体においては、「密」を避ける感染防止策として通常より大幅に定員を削減していることから、十分な教育機会を提供できない現状にあります。つきましては、本年度警備員法定教育に関し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により警備員教育時間の不足を申し出た業者について、令和2年度教育期間を令和3年9月30日まで延長して頂く措置等をご検討いただきたく、要望します。

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
引上額	16円	13円	19円	19円	19円	25円	26円	27円	28円	0円
時間額	837円	850円	869円	888円	907円	932円	958円	985円	1,013円	1,013円

東京都の最賃、据え置き
時間額 1013円に決定

東京都最低賃金は、都内の事業場で働くすべての労働者と使用者に適用。常用・臨時・パートタイマー・アルバイトなどの属性、性、国籍、年齢の区別なく、使用者は労働者に最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。違反すると最低賃金法により罰則対象となる。



東京都労働局長は、東京都最低賃金を現行通り時間額1013円とすることを決定し、10月1日から施行された。東京都最低賃金の改正については、7月10日、東京労働局長が東京地方最低賃金審議会に諮問を行い、同審議会が8月5日、東京都最低賃金1013円については現行どおりにすることが適当であるとの答申を行った。

これを受け、東京労働局長は、答申内容の公示など所要の手続きを経て、東京都最低賃金の時間額を1013円とする決定を行った。近隣各県における最低賃金は、埼玉928円(引上額2円)、千葉925円(同2円)、神奈川1012円(同1円)